

令和5年5月8日

各位

医療法人楽山会

新型コロナウイルス感染対策の継続的な実施について（お知らせ）

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけがインフルエンザと同じ5類感染症に引き下げとなりました。

当院（せいてつ記念病院）及び老健施設（はまゆりケアセンター、フレールはまゆり）における感染予防につきましては、全国的に「第9波」の感染流行が懸念されているほか、現在、釜石医療圏内でインフルエンザが流行している状況から、当面の間これまで通りの感染対策を実施いたします。

つきましては、病棟における原則面会禁止（例外対応有）や老健施設での条件付き面会制限は継続することとさせていただきますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、方針が変更となった際は直ちにお知らせいたします。

以上